

条例等で定める上限額

1. 福岡市立児童館条例第6条の2第1項に定める額の範囲

(1) 一時預かり室の利用に係る利用料金の上限額

区分	乳児又は幼児1人につき1時間当たり	
一時預かり室	3歳未満	600円
	3歳以上	500円

備考 市内居住者にあつては、生活保護世帯又は前年度分市町村民税非課税世帯の保護者が利用する場合の額は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

(2) 7階各諸室の利用に係る附属設備の利用料金の上限額

附属設備	単位	金額
アップライトピアノ (調律費は含まず。)	1時間につき	120円
電子ピアノ		40円
アンプ		40円
ドラムセット		40円
CDプレイヤー		40円
電気炉(陶芸用)	1回につき	2,000円

2. 福岡市立児童館条例第6条の3第1項に定める額の範囲

(1) 7階各諸室の利用に係る利用代金の上限額

区分	単位	金額
集会室(A)	1時間につき	840円
集会室(B)		550円
多目的ルーム(A)		340円
多目的ルーム(B)		290円
音楽室		340円
工芸室		420円
学習室		270円

(2) 7階各諸室の利用に係る附属設備の利用代金の上限額

上記1.(2)の利用料金の額と同じ。